

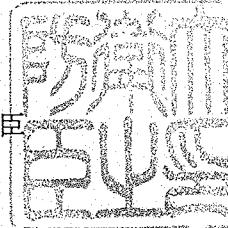


防官文第11038号
平成27年7月9日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年6月8日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 第3回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第
(2) 第3回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 配席図
(3) ヒアリングのご参考

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 上記1（1）及び（2）の文書中、事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示としました。
- (2) 上記1（1）の文書中、資料1から資料3までの全てについては、公にしないとの条件で任意に資料提出を依頼しているものであり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額（*1）
電磁的記録 7ファイル (右記①～⑤)	①用紙に出力したもの の閲覧	用紙100枚までごと につき200円	200円 (実支払い額 0円)
	②専用機器により再生 したもの閲覧	1ファイルにつき410円	2,870円 (実支払い額 2,570円)
	③用紙に出力したもの の交付（白黒）	用紙1枚につき10円	510円 (実支払い額 210円)

又は A4判用紙 51枚 (うちカラー4 8枚) (右記⑥～⑨)	④用紙に出力したもの の交付（カラー）	用紙1枚につき10円 及びカラーについては用 紙1枚につき20円	990円 (実支払い額 690円)
	⑤CD-Rに複写したもの の交付（PDFファイル（* 2））	CD-R1枚につき100円 に、1ファイルごとに210 円を加えた額	1,570円 (実支払い額 1,270円)
	⑥閲覧	用紙100枚までごと につき100円	100円 (実支払い額 0円)
	⑦複写機により用紙に 複写したものの交付 （白黒）	用紙1枚につき10円	510円 (実支払い額 210円)
	⑧複写機により用紙に 複写したものの交付 （カラー）	用紙1枚につき10円 及びカラーについては用 紙1枚につき20円	990円 (実支払い額 690円)
	⑨キヤケにより電子化 し、CD-Rに複写したも のの交付（PDFファイル （*2））	CD-R1枚につき100円 に、用紙1枚ごとに 10円を加えた額	610円 (実支払い額 310円)

* 1 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。（ただし、1開示請求につき300円を限度とします。）詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

* 2 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成27年7月27日（月）～平成27年8月26日（水）09:30～17:00
(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね10日まで
に発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ③④⑦⑧ 250円、⑤⑨ 140円

* 開示請求受付日：平成27年6月9日

補正期間：なし

開示決定日：平成27年7月8日

請求受付番号:2015.6.9-本本B295

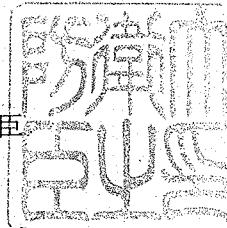


防官文第11041号
平成27年7月9日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年6月8日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 第4回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第
(2) 第4回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 配席図

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 上記1(1)及び(2)の文書中、事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示としました。
- (2) 上記1(1)の文書中、資料1及び資料2の全てについては、公にしないとの条件で任意に資料提出を依頼しているものであり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額 (* 1)
電磁的記録 5ファイル (右記①～⑤)	①用紙に出力したもの の閲覧	用紙100枚までごと につき200円	200円 (実支払い額 0円)
	②専用機器により再生 したもの閲覧	1ファイルにつき410円	2,050円 (実支払い額 1,750円)
	③用紙に出力したもの の交付 (白黒)	用紙1枚につき10円	210円 (実支払い額 0円)

又は	④用紙に出力したもの の交付（カラー）	用紙1枚につき10円 及びカラーについては用 紙1枚につき20円	400円 (実支払い額 100円)
A4判用紙 21枚 (うちカラー1 9枚)	⑤CD-Rに複写したもの の交付（PDFファイル（* 2））	CD-R1枚につき100円 に、1ファイルごとに210 円を加えた額	1,150円 (実支払い額 850円)
(右記⑥～⑨)	⑥閲覧	用紙100枚までごと につき100円	100円 (実支払い額 0円)
	⑦複写機により用紙に 複写したものの交付 (白黒)	用紙1枚につき10円	210円 (実支払い額 0円)
	⑧複写機により用紙に 複写したものの交付 (カラー)	用紙1枚につき10円 及びカラーについては用 紙1枚につき20円	400円 (実支払い額 100円)
	⑨ضاءにより電子化 し、CD-Rに複写したも のの交付（PDFファイル （* 2））	CD-R1枚につき100円 に、用紙1枚ごとに 10円を加えた額	310円 (実支払い額 10円)

* 1 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。（ただし、1開示請求につき300円を限度とします。）詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

* 2 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成27年7月22日（水）～平成27年8月21日（金）09:30～17:00
(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね7日までに
発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ③④⑦⑧ 205円、⑤⑨ 140円

* 開示請求受付日：平成27年6月9日

補正期間：なし

開示決定日：平成27年7月8日

請求受付番号:2015.6.9-本本B298

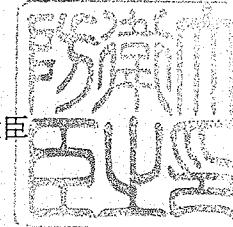


防官文第11036号
平成27年7月9日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年6月8日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成27年3月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」に係る行政文書

2 不開示とした理由

平成27年3月18日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」において、議事録は作成していないことから、文書不存在のため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成27年6月9日
補正期間 なし
不開示決定日 平成27年7月8日

請求受付番号：2015.6.9-本本B293

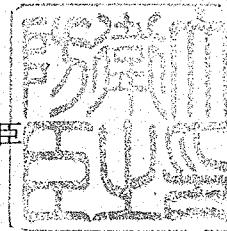


防官文第11037号
平成27年7月9日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年6月8日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成27年3月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」に係る行政文書

2 不開示とした理由

平成27年3月18日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」において、録音は行っていないことから、文書不存在のため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知つた日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成27年6月9日

補正期間 なし

不開示決定日 平成27年7月8日

請求受付番号 : 2015.6.9-本本B294

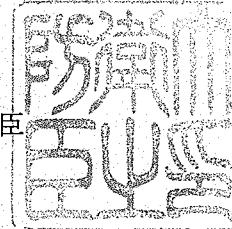


防官文第11039号
平成27年7月9日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年6月8日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成27年4月9日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」に係る行政文書

2 不開示とした理由

平成27年4月9日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」において、議事録は作成していないことから、文書不存在のため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成27年6月9日
補正期間 なし
不開示決定日 平成27年7月8日

請求受付番号：2015.6.9-本本B296

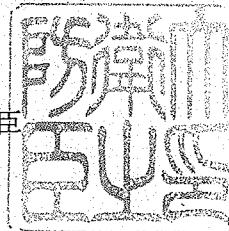


防官文第11040号
平成27年7月9日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年6月8日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成27年4月9日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」に係る行政文書

2 不開示とした理由

平成27年4月9日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」において、録音は行っていないことから、文書不存在のため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知つた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成27年6月9日
補正期間 なし
不開示決定日 平成27年7月8日

請求受付番号 : 2015.6.9-本B297